

指名競争電子入札共通事項

登米市から電子入札により執行される案件の指名通知を受けた者は、下記事項を精読のうえ入札すること

1. 都合により電子入札システムを使用できない場合は、【紙入札参加承諾願】を開札日前日までに提出すること。承諾された場合は【承諾書】を、入札会当日持参すること。
2. 契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。
3. 入札保証金は免除する。
4. 契約金額 130 万円以上となる場合は、契約保証金を納付すること。
5. 前払金は契約金額 130 万円以上となる場合に支払う。
6. 仕様書等に関する質問書は、指名通知記載の期限までに、電子入札システムにより送付すること。電子入札システムで回答する。ただし、紙入札参加を承諾された者は持参又は F A X により質問すること。閲覧所、F A X 等で回答する。
7. 開札への立会は任意であり、希望するものは、開札立会に関する委任状を持参すること。
8. 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年登米市告示第 227 号）第 3 条に該当するときは、入札に参加することができない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
9. 入札書の受付を締め切った時点で、入札者が 1 人の場合は、開札を取りやめる。
10. 落札決定にあたっては、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低の価格を入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を抜いた金額で入札すること。
11. 第 1 回目の入札で落札者がいないときは、直ちに第 2 回目の入札を行う旨電子メール等で通知するので、期限まで入札すること。ただし、第 1 回目の入札で最低制限価格より低い価格の入札をした者は、第 2 回目の入札に参加することができない。2 回目の入札で落札者がいない場合は、不調とする。
12. 舗装工事で特記仕様書に舗装自社施工の制限がある場合は、契約締結時に舗装自社施工能力を確認するための資料の提出を求められることがある。

平成 23 年 6 月 23 日
登米市総務部総務課